

10 国家戦略特区の推進について

(内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 我が国産業の国際競争力の強化、さらには、我が国の成長を牽引する、成長産業・先端技術の中枢拠点の形成に向け、愛知県国家戦略特別区域区域計画に位置付けられた事業が着実に実施できるよう、必要な財源の確保、課税の特例措置の拡充など、本県の国家戦略特区の取組を支援すること。
- (2) これまでの区域会議において提案を行った近未来技術実証に向けた制度整備、資格・能力を有する外国人の新たな在留資格の創設、有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用について、必要な措置を速やかに講じること。

(背景)

- 本県は、平成27年8月28日に国家戦略特区の区域指定を受け、国内最大のモノづくりの集積地として、我が国の成長をけん引する、成長産業・先端技術の中枢拠点の形成に向け、全力で取り組んでいるところである。
- 平成27年9月、11月、平成28年3月とこれまでに3回開催された国家戦略特別区域会議において区域計画が決定されるとともに、内閣総理大臣の認定を受け、日本初となる有料道路コンセッションや日本初の公設民営学校の取組となる愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科の民営化を始め、農業、医療、雇用・労働などの分野において、特区制度を活用した具体的な取組がスタートした。
- 規制の特例措置等の活用を始め、国家戦略特区を一層推進していくためには、平成29年度以降も引き続き国において関連予算を確保するとともに、課税の特例措置を拡充する必要がある。
- 今後検討すべき規制改革事項として、第1回区域会議では、自動走行・無人飛行ロボット・リハビリ遠隔医療ロボットといった近未来技術の実証について、第2回区域会議では、将来的な労働力の不足に対応するため、外国人の産業人材の受け入れに関する規制緩和について、第3回区域会議では、有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用について、それぞれ国に提案しているところである。

(参 考)

◇愛知県 国家戦略特別区域 区域計画の概要

《特定事業の内容》

<農業>

- 農地の権利移動の許可事務を市が分担（常滑市）
- 農業生産法人の役員要件緩和の活用による6次産業化推進（常滑市内の2法人）
- 農用地区域内に農家レストランを設置（常滑市内の2法人）
- 商工業とともにに行う農業に係る資金調達に信用保証協会の保証を付与（常滑市）

<医療>

- 保険外併用療養に関する特例を活用し先進医療を提供（県内の3病院）

<教育>

- 愛知総合工科高等学校専攻科の民営化

<雇用・労働>

- 雇用労働相談センターの設置
- NPO法人の設立手続きの迅速化

<その他>

- 特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを大幅に短縮
- 愛知県道路公社が管理する有料道路の運営の民間開放

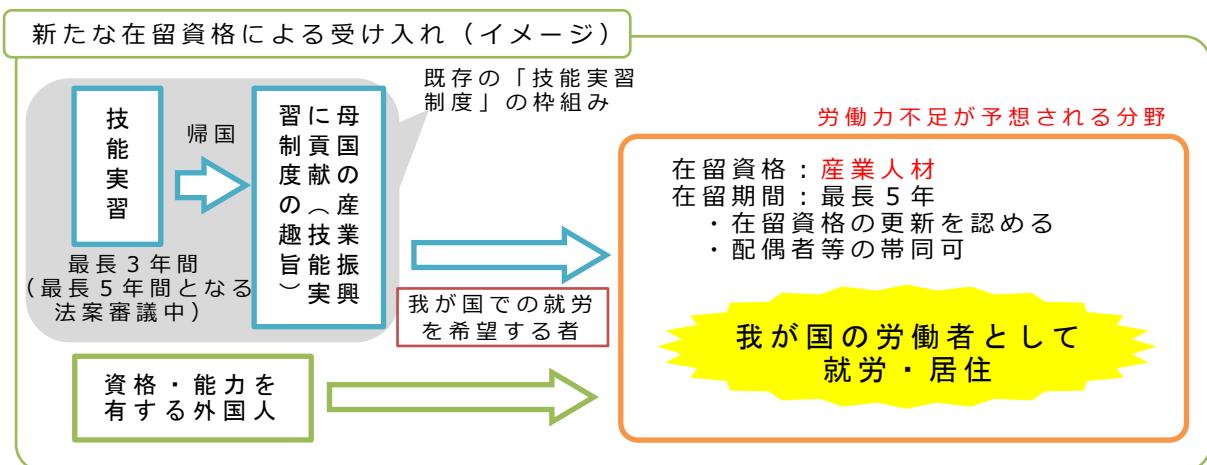
◇新たな規制改革に関する提案の概要

<近未来技術の実証に係る制度整備>

- 自動走行実証、無人飛行ロボット実証、リハビリ遠隔医療・ロボット実証に係る制度整備

<資格・能力を有する外国人の新たな在留資格による受け入れ>

過去に「技能実習制度」を優秀な成績で修了した外国人や、それに相当する資格・能力を持つ外国人のうち、我が国の労働者として雇用されることを希望する者に、新たな在留資格「産業人材」を認め、我が国での就労・居住を許可する（受け入れ分野、人数は国内労働者の雇用等に十分配慮）。



<有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用>

コンセッションで道路公社の収入となる運営権対価のうち一時金について、県の施策推進の財源に活用するための新たな特例措置を創設する。